藤岡市建設工事書類簡素化要領

(趣旨)

- 第1条 藤岡市建設工事書類簡素化要領(以下「本要領」という。) は、次の各号を目 的とする。
 - (1) 工事書類の省略・簡素化

公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、 公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書に基づき、受注者に 対し提出及び提示を求めていた工事書類について、発注者及び受注者相互の業務 の効率化のため、対象書類を見直し、省略・簡素化を図る。

(2) 従来ルールの徹底による工事書類の提出削減

仕様書で現場保管又は提示とされている工事書類が提出されていることから、 従来ルールを徹底することによりばらつきを防止し、工事書類の提出削減を図る。 (対象工事)

第2条 本要領は、本市が発注する建設工事を対象とする。ただし、特記仕様書に提出 書類に関する定めが別にある場合は、この限りではない。

(実施方法)

- 第3条 本要領は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める方法により実施するものとする。
 - (1) 工事書類の省略・簡素化 別添「工事書類簡素化の方針」に基づき、工事書類の省略・簡素化を図る。
- (2) 従来ルールの徹底化 に基づき 従来ルールの徹底化

別添「従来ルールの徹底化」に基づき、従来ルールの徹底化を図り工事書類を 削減する。

(3) 負担軽減

「工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係書類の電子メール活用方針」に基づき、電子化を推進するものとする。また、「建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の提出書類における押印廃止の方針」に基づき、書類の押印を省略することで、発注者及び受注者相互の業務効率化を図る。

(その他)

第4条 監督員は、本要領の施行により、工事書類の取扱い、現場での施工管理及び検査等について問題の発生、又はその恐れがある場合には、総務部契約検査課長に速やかに報告するものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に契約を締

結する工事から適用する。

附 則

- この要領は、平成29年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年7月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年1月1日から施行する。